

東京都の地球温暖化対策計画書制度と関係法令との比較

赤字の部分は都独自の内容 青字の部分は都と同様の内容

項目	環境確保条例 (地球温暖化対策計画書制度)	地球温暖化対策推進法	省エネルギー法	
			第1種エネルギー管理指定工場	第2種エネルギー管理指定工場
目的	温室効果ガス(6物質)の排出削減による地球温暖化防止	温室効果ガス(6物質)の排出削減による地球温暖化防止	省エネルギーによるエネルギー資源の有効利用の確保	
対象	エネルギー使用量が大きい事業所 (国・地方公共団体を除く。) 燃料・熱(原油換算)：1500kl/年以上 電気：600万kW時/年以上  エネルギーの範囲 ・自動車・鉄道車両等の使用量も算定。 ・賃貸ビルは、ビル全体でとらえる。	国・地方公共団体 民間事業者は任意	すべての業種の事業所(製造業等5業種の撤廃) (国・地方公共団体を含む。) 燃料・熱(原油換算)：3000kl/年以上 電気：1200万kW時/年以上	すべての業種の事業所 (国・地方公共団体を含む。) 燃料・熱(原油換算)：1500kl/年以上 電気：600万kW時/年以上
義務	地球温暖化対策計画書(3年間)の提出義務 地球温暖化対策結果報告書の提出義務	国・地方公共団体は実行計画(5年間)の策定義務 民間事業者は任意	中長期計画書(3～5年間)の提出義務(ローリングにより毎年提出) エネルギー使用量等の定期報告書の提出義務(毎年) エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任・届出義務	記録に代えてエネルギー使用量等の定期報告書の提出義務(毎年) エネルギー管理員の選任・届出義務
計画書等の内容	事業活動全般の温室効果ガス排出抑制対策 ・省エネルギー対策 ・自動車等輸送機関の対策 ・製造工程の対策 ・フロンの排出抑制 ・廃棄物の抑制 など 任意に、水の使用や廃棄物の委託処理などについても計画に含めることができる。  目標の数値は自主的に設定	事業活動全般の温室効果ガス排出抑制対策  水の使用や廃棄物の委託処理などによる温室効果ガスの排出量の算定は対象外  目標の数値は自主的に設定	中長期計画は、燃料・熱又は電気のうち、該当するエネルギーのみに関する省エネルギー対策 定期報告書は、該当するエネルギーの使用量及び省エネルギー対策の実施状況等  努力目標として、エネルギー消費原単位を年平均1%以上削減することを、「事業者の判断基準」として示している。	
公表	事業者自ら公表の義務 ・計画書は3年間 ・報告書は90日間	国・地方公共団体は公表義務(実行計画、措置の実施状況) 民間事業者は公表は任意	規定なし	
罰則等	勧告 公表 ・計画書・報告書の提出又は公表を行わないとき	規定なし	罰金 ・計画書・定期報告書の提出を行わないとき ・エネルギー管理者・エネルギー管理員の選任を行わないとき 過料 ・エネルギー管理者・エネルギー管理員の届出を行わないとき	
実施時期	平成14年4月1日	実行計画の規定：平成11年4月8日 改正・施行：平成14年6月7日 (注)実行計画に関する改正なし	第1種・第2種エネルギー管理指定工場制度：平成11年4月1日 改正：平成14年6月7日 施行：平成15年4月1日 (注)下線の箇所が改正部分	
実施機関	東京都	環境省	経済産業省	